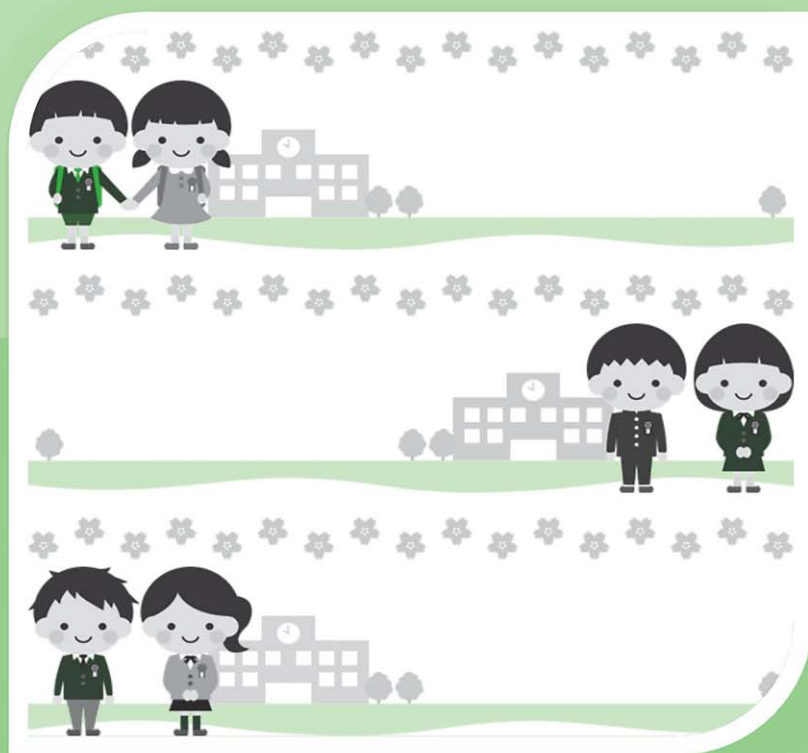


特別支援教育コーディネーター ハンドブック



奈良県立教育研究所

目次

基礎編

◆特別支援教育とは P	1
◆特別支援教育を巡る近年の動き P	1
◆チームとしての学校全体で行う特別な支援 P	2
◆特別支援教育コーディネーターとは P	3


実践編

①年間計画の作成 P	4
②実態把握 P	5
③校内委員会 P	6
④ケース会議 P	7
⑤「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」 P	8
⑥相談窓口と連携 P	9

資料編

○特別支援教育コーディネーターのお仕事 年間計画表 P	10
○特別支援教育コーディネーターのお仕事 チェックリスト P	11
○児童等理解に関するチェックリスト P	12~14
○実態把握シート P	15
○個別の教育支援計画（例） P	16.17
○個別の指導計画（例） P	18
○ケース会議 ワークシート P	19
○支援マップ P	20
○県内相談機関 P	21
○用語説明 P	22.23

引用・参考 P	24
-------	---------	----

本ハンドブックでは、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」(平成29年3月 文部科学省)をもとに、特別支援教育コーディネーターの役割について解説し、具体例を示しています。
ワークシート等も掲載していますので、ご活用ください( マークのあるシートはダウンロードできます。
教育研究所ホームページをご確認ください)。

◆特別支援教育とは

- ＊特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に必要な力を養うことを目的とし、一人一人の教育的ニーズを把握して、適切な指導及び必要な支援を行うものです。特別支援学校だけでなく、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍する発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）のある幼児児童生徒を含めて、全ての学校において実施されます。
- ＊特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、多様な個人がその能力を發揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」の形成の基礎となるものです。

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

※「特別支援教育の推進について（平成19年4月 文部科学省初等中等教育局長通知）」

◆特別支援教育を巡る近年の動き

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

- ・障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、平成18年に国連総会で採択された条約です。

障害者基本法

- ・平成23年に改正され、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮すること等が新たに規定されました。

奈良県においても「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」や「奈良県手話言語条例」が施行され、障害のある人もない人も、共に安心して幸せに暮らすことのできる社会の実現を目指しています。



共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

- ・障害者の権利に関する条約や障害者基本法の改正の動きを受けて、平成24年にまとめられた報告です。インクルーシブ教育システムでは、基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指し、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実の重要性について提言されています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

- ・全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別を解消することを目的として、平成28年に施行されました。この法律では、障害を理由とする差別を「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の二つに整理しています。

◆チームとしての学校全体で行う特別な支援

- *特別支援教育では、学校全体で行う支援体制の構築を目指しています。そのため、校長（園長を含む。以下同じ。）のリーダーシップが発揮され、今後、「チームとしての学校」の体制を整備するに当たり、特別支援教育の視点を効果的に生かした学校経営が求められています。
- *校長は、特別支援教育コーディネーターを校務分掌に明確に位置付け、学校内の全ての教職員に対して、特別支援教育コーディネーターの役割を説明し、学校において組織的に機能するように努めることが重要です。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

（略）

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

※「特別支援教育の推進について（平成19年4月 文部科学省初等中等教育局長通知）」

○校長の役割

- ◇特別支援教育を柱とした学校経営
- ◇校内委員会の設置と運営
- ◇特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け
- ◇個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用・管理
- ◇教職員の理解推進と専門性の向上
- ◇教員以外の専門スタッフの活用
- ◇保護者との連携の推進
- ◇専門家・専門機関との連携の推進
- ◇進学等における適切な情報の引継ぎ

※「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン
～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」より
(平成29年3月 文部科学省)



- ・今後、学校は、個々の教職員が個別に教育活動に取り組むのではなく、学校のマネジメントを強化し組織として教育活動に取り組むことが大切です。「チームとしての学校」の体制を整備することで、教育活動の充実を目指しましょう。

◆特別支援教育コーディネーターとは

- * 特別支援教育は、個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、特別支援教育コーディネーターがキーパーソンとなり、学校全体で支援体制づくりに取り組むことが大切です。
- * 特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として、位置付けられています。

特別支援教育コーディネーターの役割

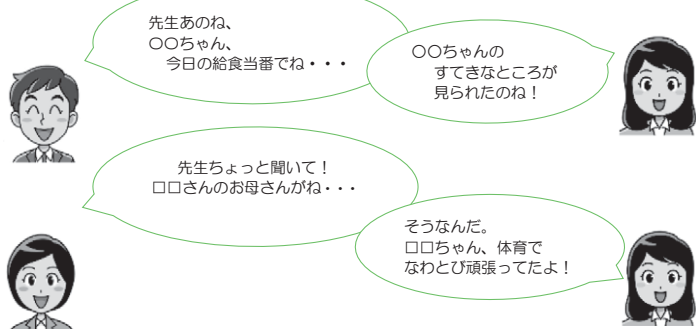
- 学校内の関係者や関係機関との連絡調整
 - (1) 学校内の関係者との連絡調整
 - (2) ケース会議の開催
 - (3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成
 - (4) 外部の関係機関との連絡調整
 - (5) 保護者に対する相談窓口
- 各学級担任への支援
 - (1) 各学級担任からの相談状況の整理
 - (2) 各学級担任とともに行う児童等理解と学校内での教育支援体制の検討
 - (3) 進級時の相談・協力
- 巡回相談員や専門家チームとの連携
 - (1) 巡回相談員との連携
 - (2) 専門家チームとの連携
- 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進

※「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン
～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」より
(平成 29 年 3 月 文部科学省)

他の教職員と連携・協働し、チームで取り組めるよう、教職員のつながりを大切にしたいですね。



できそうなことから取り組んでみましょう



顔を見ると話したくなるコーディネーターに!

① 年間計画の作成

年間計画はなぜ必要か？

校内委員会の開催、校内研修の企画・運営、関係機関や学校との連絡・調整などを進めることや、教育上特別の支援を必要とする児童等を校内で把握し情報を共有しておくことは、学校において早期から支援が行える体制づくりにつながります。計画的に進められるよう、年間計画を立てましょう（P10）。作成した年間計画は、その都度見直しながら年度末に評価を行い、次年度に備えましょう（P11）。

〈年間計画表への記入例〉

特別支援教育コーディネーターのお仕事 年間計画表					園 学校
主な項目	1 学校内の関係者や関係機関との連絡調整	2 各学級担任への支援	3 巡回相談員や専門家チームとの連携	4 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進	5 その他、特別支援教育に関わる内容
4月	・第1回校内委員会 ・個別の教育支援計画の確認	・進級時の相談 ・個別の指導計画作成への支援	・巡回相談等の計画、要請	・実態把握	・障害者理解教育の立案
5月	・特別支援教育に関する教育相談			・行動観察	
6月	・ケース会議				
7月		・個別の指導計画の評価への支援			



- ・1年を見通して特別支援教育の方針を立て、計画的に取り組むことが大切です。
- ・教職員間で共有し、校内支援体制づくりを進めましょう。

② 実態把握

実態把握はなぜ必要か？

実態把握は、教育上特別な支援を必要とする児童等のつまずきの原因を考え、適切な指導や必要な支援を行っていくために必要です。まずは「なぜできないのかな？」等、児童等のつまずきや困難な状況に気付くことが大切です。

つまずきや困難な状況に気付くためには？

学習面や生活面、対人関係等の様子等、視点を明確にして行動観察することが大切です。また、実態把握のためのチェックリストを活用したり、客観的な指標として標準化された検査等も参考にしたりできます。いずれか一つの方法ではなく、これらの方法を組み合わせて行ったり、専門家に相談して意見を求めたりすることも効果的です。その際、対象となる児童等の困難さだけでなく、得意なところや興味・関心なども知っておく必要があります。学校生活の様子だけでなく、家庭生活や地域での様子等、前在籍校園の情報、関わりのある人達から情報を集め、できるだけ多角的に実態を捉えるようにしましょう。

多角的に捉えましょう

好きなこと・得意なこと〈強み〉

嫌いなこと・苦手なこと〈弱み〉

生活面や学習面の様子

医療や療育機関からの情報

身体の動き・心理的な状態

標準化された検査等の結果

コミュニケーションの様子

家庭での様子

友達関係や人との関わり
の様子

放課後の過ごし方



本人や保護者の願いとして「困っていることは何か」「どうしてほしいか」という視点で聞き取りをすることも必要です。



つまずきや困難さを把握するために「児童等理解に関するチェックリスト」(P12~14)も活用できます。「実態把握シート」(P15)に児童等の様子を記入し、実態を整理してみましょう。

POINT



・様々な方法で情報を集めることで終わらず、それらの情報の意味を考えたり解釈したりしながら総合的に児童等の実態を捉え、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援につなげていくことが大切です。

③ 校内委員会

校内委員会とは？

全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の検討等を行うため、校長のリーダーシップの下、設置するものです。独立した委員会として新規に設置したり、既存の学校内組織(生徒指導部会等)に校内委員会の機能をもたせたりすることもできます。校内委員会は特別支援教育コーディネーターが企画・運営を担い、協議が円滑にできるようにしていきます。

誰が出席するの？

構成員は、例えば、管理職、特別支援教育コーディネーター、対象の児童等の学級担任、特別支援学級担任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、通級担当教員等が考えられます。大切なことは、各学校の規模や実情に応じて、学校としての方針を決め、教育支援体制づくりのために必要な者を校長が判断した上で、構成員を決めることです。

校内委員会の役割は？

児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズを把握し、支援内容の検討や評価を行ったり、特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案や、教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組みづくりを進めたりすることなどが挙げられます。

〈例：校内研修計画を立てる場合〉

校内研修の計画を立ててみましょう

指導上の悩みや教員のニーズを十分把握して研修を企画しましょう！
講義形式の研修だけでなく、具体的な事例検討会を開くことも有効です。

研修方法の例

- 研修会の伝達を中心とした研修
- 講師を招聘しての講義形式
- 研究授業や事例検討
- 上記を組み合わせた研修

等



専門家に研修を依頼するときは、
「どのような部分に重点を置いた研修か」を伝えることで、
よりニーズにあった研修が実施できます！

例えば

- 特別支援教育に関する基本的な内容
 - 特別支援教育の理念
 - 障害に対する知識や支援の考え方
- 指導に関する内容
 - 実態把握のための知識・理解
 - 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用
 - 支援の評価と修正
 - 授業研究
- 連携や支援体制に関する内容
 - 保護者との連携
 - 進学先との連携
 - 校内支援体制づくり

等

POINT



- 校内委員会は、全校的な教育支援体制を作るための方針や計画を立てることに加え、教育上特別な支援を必要とする児童等の状態や支援内容を共有したり評価を行ったりします。年度当初だけでなく、定期的に行うことが望ましいです。特別支援教育に関わる年間計画を立てる際に、あらかじめ日程や内容を入れておきましょう。

④ ケース会議

ケース会議とは？

校内委員会の判断により、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態に対する支援内容等の決定に当たって、個別に、学級担任等関わりのある人達で作る少人数集団のチームによる会議のことをいいます。

「ケース会議ワークシート」(P19)を活用して、対象の児童等に関して個別にケース会議をしましょう。

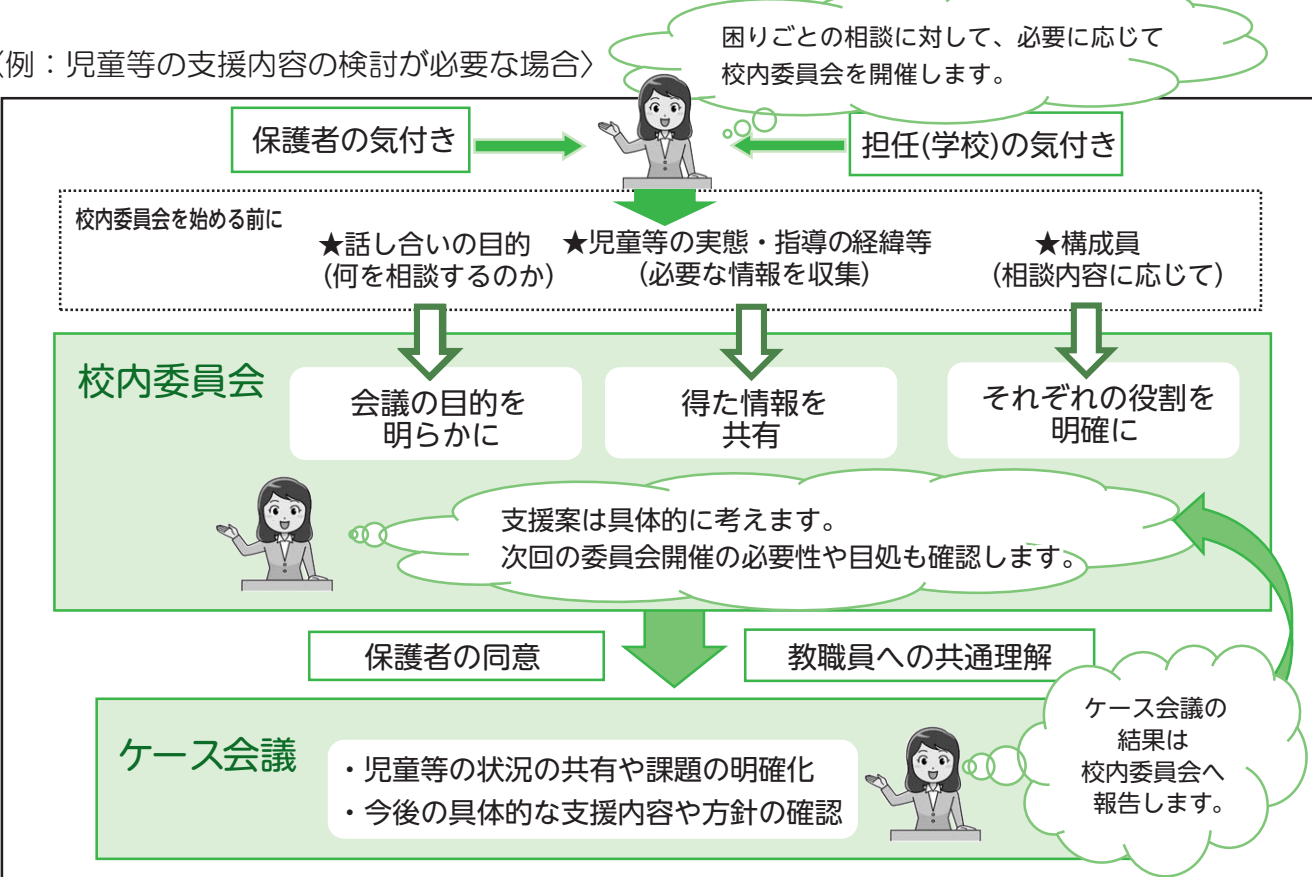


誰が開くの？

特別支援教育コーディネーターがケース会議の計画を立てます。ケース会議の開催に当たっては、必要に応じて保護者や外部の専門家等にも参画を求め、家庭や通級による指導等の場面における情報を収集できるよう、連絡調整を行うことが望まれます。

話し合う内容は？

児童等の状況の共有や課題の明確化、今後の具体的な支援内容や方針の確認等を行います。また、ケース会議の結果を校内委員会で報告し、全校の教職員間の共通理解を図ることが重要です。



POINT 担任の気づきから始まる事例もあります。児童等の困りごとに素早く対応できることが大切です。先にケース会議を行い、必要に応じて校内委員会の開催につなげる場合もあります。

⑤ 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」

個別の教育支援計画とは？

個別の教育支援計画は「学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、その際、家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、様々な面からの取組を示した計画」です。作成に当たっては、保護者の参画が求められており、学校側と保護者側の教育的ニーズを整理しながら作成することが必要です。

また、「合理的配慮」の内容についても明記し、引き継ぐことが重要です。

P16～18に個別の教育支援計画と個別の指導計画の例を掲載しています。



(略) 設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。また、個別の指導計画にも活用されることが望ましい。

※「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」
(平成 24 年 7 月 中央教育審議会初等中等教育分科会)

個別の指導計画とは？

個別の指導計画は「個別の教育支援計画に記載された一人一人の教育的ニーズや支援内容等を踏まえ、当該児童等に関わる教職員が協力して、学校生活や各教科における指導の目標や内容、配慮事項等を示した計画」です。個別の教育支援計画をもとにして、その長期目標を達成するためにより具体的な目標をスモールステップで設定していく必要があります。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が必要な児童等は？

小学校・中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月)では、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成する児童等は、特別支援学級に在籍する児童等や通級による指導を受ける児童等となっています。

POINT



- 個別の教育支援計画や個別の指導計画は作成することが目的ではありません。あくまで児童等の支援や指導に関する関係機関との連携のためのツールであり、実施、評価、改善を繰り返し、活用してこそ値打ちがあります。個人情報保護には十分配慮して適切な管理を行った上で、必要な支援内容等を進学先等に確実に引き継ぐことが重要です。

POINT



- 小学校学習指導要領解説総則編(平成 29 年 6 月)・中学校学習指導要領解説総則編(平成 29 年 7 月)では、「通常の学級においては障害のある児童(生徒)などが在籍している。このため、通級による指導を受けていない障害のある児童(生徒)などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることとした。」と記されていることに留意しましょう。

⑥ 相談窓口と連携

誰の相談を受けるの？

特別支援教育コーディネーターには、保護者の相談窓口や各学級担任からの相談に応じる役割があります。

保護者や学級担任からの心配なことに耳を傾け、その状況を把握し次の支援につなぐ役割を果たします。学級担任からの相談では、児童等の情報を偏りなく多角的に聞き取り、児童等を取り巻く状況の整理をし、保護者や各学級担任ができることを見極めながら助言をしていきます。

相談の中で、本人や保護者等から合理的配慮の提供に当たっての相談窓口となった場合には、学級担任と連携を図りつつ、校内委員会で検討する等、合意形成に向け組織的に対応することが重要です。

連携とは？

特別支援教育コーディネーターは、巡回相談員や専門家チームなど外部の関係機関との連絡調整が必要になった場合の窓口となります。また、センター的機能をもつ特別支援学校やその他の教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡調整も行います。それらの情報を収集・整理し、必要に応じて教職員や保護者へ情報を伝えます。

各校で連携できる関係機関を記入し、それぞれの支援マップ(P20)を作成してみましょう。そのときには、県内相談機関(P21)が参考になります。これまで、連携したことがある支援先やこれから必要になる支援先も記入してみましょう。



POINT



- ・保護者と信頼関係を築き、協働で支援することは教育上特別の支援が必要な児童等にとって教育効果を高めていくこととなります。児童等の困りごとやつまずきへの気付き方や障害に対する理解・考え方が一人一人異なるので、保護者の思いや考え方を考慮することも大切です。その後、必要に応じて、対象の児童等の支援について校内委員会やケース会議で検討し、組織的に対応しましょう。